

新潟県立大学図書館資料の除籍に関する内規

平成 24 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、公立大学法人新潟県立大学固定資産管理規程第 20 条 (1) 及び (3) の規定に基づき、新潟県立大学図書館が管理する図書館資料 (以下「図書館資料」という。) の除籍に関し、必要な事項を定めるものである。

(除籍の基準)

第 2 条 図書台帳に登録された図書館資料で、次の各号のいずれかに該当するものは、所定の手続きを経て除籍することができる。

- (1) 汚損又は破損が著しく、修理不能のもの
- (2) 資料としての価値を失い、保存の必要がなくなったもの
- (3) 重複する資料で保存用以外のもの
- (4) 蔵書点検により紛失が確認された後、2 年を経過したもの
- (5) 災害又は事故により滅失したもの
- (6) その他、図書館長が除籍する必要があると認めたもの

(除籍の決定)

第 3 条 図書館長は、図書館委員会の議を経て図書館資料の除籍を決定する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。